資料3

表示対象の考え方について (バックヤードにおける表示の考え方)

1.現状と検討すべき事項

(1)現状

	<u>食衛法</u>	JAS法
省令、	特になし	「 <u>飲食料品を製造し、又は加工し、</u>
告示		一般消費者に直接販売する場合」
		は表示対象とならない旨規定。
		(加工食品品質表示基準)
通知、		<u>対面販売</u> で客の注文に応じて弁
Q & A	て量り売りをする場合(<u>対面販</u>	当、惣菜をその場で容器に詰めて販
	売)については、標示をしなくて	売している場合は、表示の必要はな
	も差し支えないこととされてい	いとされている。
	る。(昭和45年8月1日環食330	
	号)	また、
		<u>小売店の店内</u> で弁当、惣菜を作っ
		て、容器包装に入れて販売する場合
		バックヤードや <u>店舗と同一敷地</u>
		<u>内の施設で作って</u> 、容器包装に入れ
		ている場合は、表示の必要はないと
		されている。
		(加工食品品質表示基準Q&A)
考え方	消費者から求められればその	料理品小売業のように、製造した
	商品についてのすべての情報を	ものをその場で一般消費者に販売
	答えられる立場にあることから、	する場合は、その商品の品質を把握
	あえて表示義務を課す必要性が	し、かつ、消費者から求められれば
	乏しいため、対象外としている。	その商品についてのすべての情報
		を答えられる立場にあることから、
		あえて表示義務を課す必要性が乏
		しいため、対象外としている。
		なお、 <u>別の場所から配送された弁</u>
		当、惣菜を販売する場合は、表示が
		必要である。
		XX COO.

- ・対面販売は、食品衛生法、JAS法いずれでも、表示義務はない
- ・容器包装された加工食品の表示対象を整理すると次のとおり

	製造してその場で販売	その他(他の場所で製造
		したものを販売等)
客の求めに応		
じて販売(セ		
ルフ販売を除		
<)		
その他(陳列		
販売、セルフ		
販売等)		

<u>:</u>食衛法の表示対象

: JAS法の表示対象

(2)検討すべき事項)

両法における取扱いの整合性を図る必要があるか。

2 . 具体的事例

	食衛法	JAS法
他の場所で製造してスー パー等で販売される弁当	表示が必要	表示が必要
スーパー等のバックヤー ドで製造した惣菜	表示が必要	表示不要(その場で製造販売)
店舗の調理場で製造したサンドイッチ(客がセルフで選び、購入)	表示が必要	表示不要(その場で製造販売)
店舗の調理場で製造したサンドイッチ(ショーウインドに並べられ、客の求めに応じて店員が販売)	表示不要(客の求めに応 じ販売、かつ、その場で 製造販売)	表示不要(その場で製造販売)
ハンバーガーショップの <u>テイクアウト</u>	表示不要(客の求めに応 じ販売、かつ、その場で 製造販売)	表示不要(その場で製造販売)
ハンバーガーショップの <u>店舗内で飲食</u>	表示不要(設備を設けて 飲食)	表示不要(設備を設けて 飲食)